

外国人少年補導員運用要綱の制定について

(平成17年11月1日例規少第58号)

外国籍少年等に対する適正な非行防止活動を実施するため、別添のとおり「外国人少年補導員運用要綱」を定めたので効果的な運用を図られたい。

別添

外国人少年補導員運用要綱

第1 目的

この要綱は、外国人少年補導員(以下「補導員」という。)の委嘱及び運用に関し必要な事項を定め、もって外国籍少年(現在外国籍を有する少年だけでなく、かつて外国籍を有しており、かつ、交際している友人等が専ら外国籍を有する少年である少年も含む。以下同じ。)外国籍少年と友人関係にある少年等の非行防止及び健全育成の効果的な推進を図ることを目的とする。

第2 委嘱

- 1 署長は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、補導員を委嘱するものとする。
 - (1) 外国籍少年の補導及び保護のために必要と認められる語学力を有していること。
 - (2) 管轄区域内又は近隣の市若しくは町に住居を有していること。
 - (3) 外国籍少年に関する地域の実態に精通していること。
 - (4) 少年の非行防止に熱意を有し、かつ、少年補導について適格性を有すること。
 - (5) 身体的にも年齢的にも活動力を有すること。
 - (6) 人格及び行動について社会的信望を有すること。
 - (7) 職務の遂行に必要な時間的余裕を有すること。
- 2 委嘱する補導員の人員は、別表左欄に掲げる署ごとに同表右欄に掲げる補導員数を超えない数とする。
- 3 補導員の委嘱は、委嘱状を交付して行うものとする。
- 4 署長は、生活安全課に補導員名簿を備え付け、委嘱の状況を明らかにしておくものとする。
- 5 署長は、補導員に対し、その身分を示す証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

第3 任期

- 1 補導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前記1の規定にかかわらず、補導員を解嘱した場合その他補導員が任期中にその職を辞した場合において、その後任として委嘱を受けた者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 活動地域

補導員は、その委嘱に係る署の管轄する地域内につき、活動を行うものとする。

第5 活動内容

補導員は、主に外国籍少年に関し、次に掲げる活動を行うものとする。

- 1 要保護少年の発見及び保護に関する活動

- 2 非行少年及び不良行為少年の発見及び補導に関する活動
- 3 少年の非行及び犯罪被害を防止するための啓もう活動
- 4 警察の行う少年相談について必要な助言・協力を行う活動
- 5 その他地域の実情に応じて署長が必要と認める活動

第6 活動上の注意等

- 1 署長は、補導員がその活動を行うに当たっては、次に掲げる事項について留意させなければならない。
 - (1) 身分証明書を携帯し、関係者から請求のあったときは、これを提示すること。
 - (2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。また、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないよう配慮すること。
- 2 署長は、補導員の職務に関して、必要な指導を行うものとする。

第7 解嘱

- 1 署長は、補導員が第2の1に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときその他補導員に適さない事由があると認めるときは、任期中であっても、これを解嘱することができる。
- 2 補導員の解嘱は、解嘱通知書を交付して行うものとする。
- 3 署長は、補導員を解嘱したときは、身分証明書を返納させるとともに、補導員名簿に解嘱した旨、解嘱した年月日及びその理由を記載しておくものとする。

第8 運用上の留意事項

- 1 署長は、補導員を効果的に運用し、地域社会における外国籍少年の非行防止活動の推進に努めなければならない。
- 2 署長は、地方自治体、青少年関係機関等と緊密な連絡及び協調に努めなければならない。
- 3 署長は、補導員の活動が積極的に行われるよう、参考資料の配布、研修会の開催等を機会あるごとに行い、その職務の遂行に必要な知識・技能の向上のための施策を講じなければならない。

第9 雑則

- 1 補導員の呼称は、各署において個別に定めることができるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、補導員の運用に関し必要な事項は、署長が定めるところによる。

別表（第2関係） 署別補導員数基準表

警察署名	補導員数
磐田警察署	20人
浜松中央警察署	25人
浜松東警察署	15人